

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分(三件)
 - ……(生活文化局消費生活部取引指導課)……一
 - 保安林の指定施設要件の変更予定……………二
 - ……(産業労働局農林水産部森林課)……二
 - 都道の区域変更(二件)……………三
 - ……(建設局道路管理部路政課)……三
 - 都道の供用開始(二件)……………七
 - ……(同)……七
 - 特定建築者の公募……………九
 - ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………〇
 - ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……〇
 - 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………二
 - ……(同)……二
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二
 - ……(同)……二

告示

●**東京都告示第千六百二十七号**
 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分

について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称 株式会社エコーソルディ

(二) 代表清算人 是石 剛

(三) 主たる事務 中央区日本橋兜町五番一号

所の所在地

二 処分年月日 平成二十七年九月二十四日

三 処分の内容

平成二十七年九月二十五日から同年十二月二十四日まで(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

五 その他

被処分者は、港区港南四丁目二番七号に事実上の本店を設置している。

●**東京都告示第千六百二十八号**

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称 Sound System株式会社

(二) 代表者氏名 鈴木 満

(三) 主たる事務 港区港南二丁目十六番八一二八〇二号

所の所在地

二 処分年月日 平成二十七年九月二十四日

三 処分の内容

平成二十七年九月二十五日から同年十二月二十四日まで(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●**東京都告示第千六百二十九号**

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第八条第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称 株式会社ノーマイク

(二) 代表者氏名 坂口 彰政

(三) 主たる事務 港区港南二丁目十六番八一二八〇二号

所の所在地

二 処分年月日 平成二十七年九月二十四日

三 処分の内容

平成二十七年九月二十五日から同年十二月二十四日まで

での間(三箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

(一) 契約の締結について勧誘すること。

(二) 契約の申込みを受けること。

(三) 契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条第一項

●東京都告示第六百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市横沢字欠ノ上四二番三から五まで(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、三九番一、四一番三、同市乙津字足瀬二番(次の図に示す部分に限る。)、同市乙津字下落合四五番・五九番・六〇番(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市乙津字下加茂七三番・七四番・七六番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市乙津字中山八八六番から八八九番まで(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市養沢字宝沢四四五番(次の図に示す部分に限る。)、西多摩郡日の出町大字平井字谷ノ入三九〇七番一及び二・三九〇八番一及び二・三九〇九番から三九一一番まで・三九一八番・三九一九番・三九

四八番一・三九四九番一・三九六七番一及び二・三九六八番(以上十四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びにあきる野市役所及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

町田市下小山田町字龍沢一〇七六番三及び四、一〇九六番二、八王子市上柚木字六号五一九番二、同市長沼町五四五番、五四七番三から一〇まで、同番四五から五二まで、同番六九、五五〇番、五五一番
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青梅市成木三丁目一六九〇番(次の図に示す部分に限る。)、成木八丁目四五四番四、同市沢井一丁目二五〇番一・同番口(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、同市梅郷一丁目一八七七番二(次の図に示す部分に限る。)、同市和田町二丁目五九七番一(次の図に示す部分に限る。)、同市柚木町三丁目八四三番一・一〇三六番二・一〇四〇番一(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、八四五番一、西多摩郡奥多摩町日原字小川一〇五五番一(次の図に示す部分に限る。)、同町氷川字長畑七八四番六・七八五番一・七八六番二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、六八一番一から三まで、同番五及び七、七八四番八、同町留浦字雨風一三〇六番一・一三〇八番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千六百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 中十条赤羽

二 変更の区間 北区赤羽西五丁目千二百八十番十地先から同区赤羽西一丁目四百二十九番一地内まで

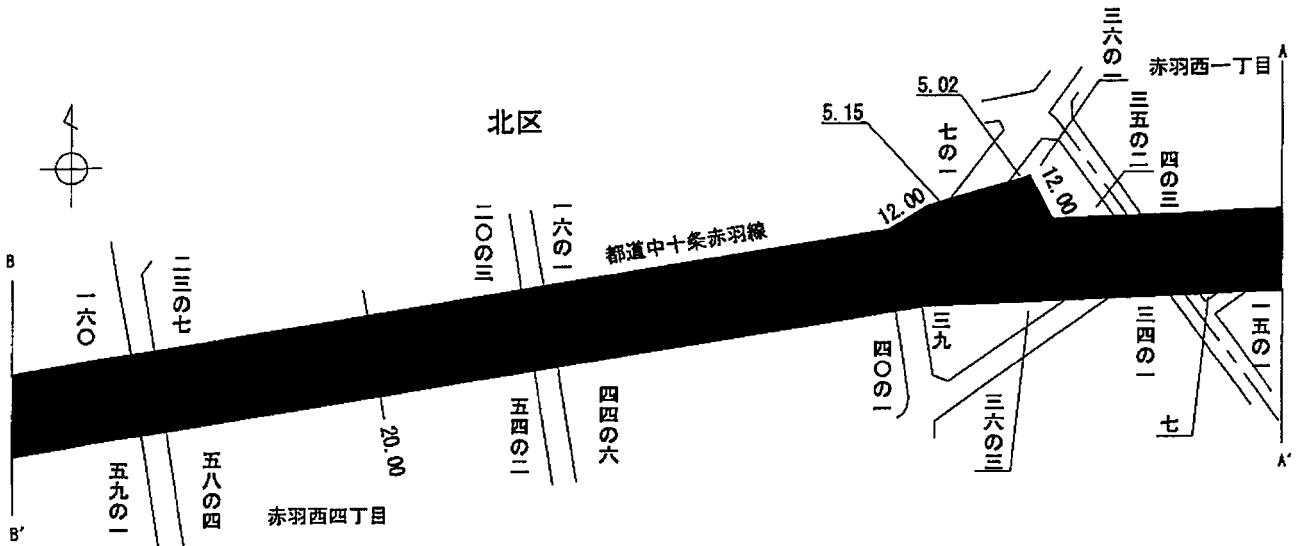
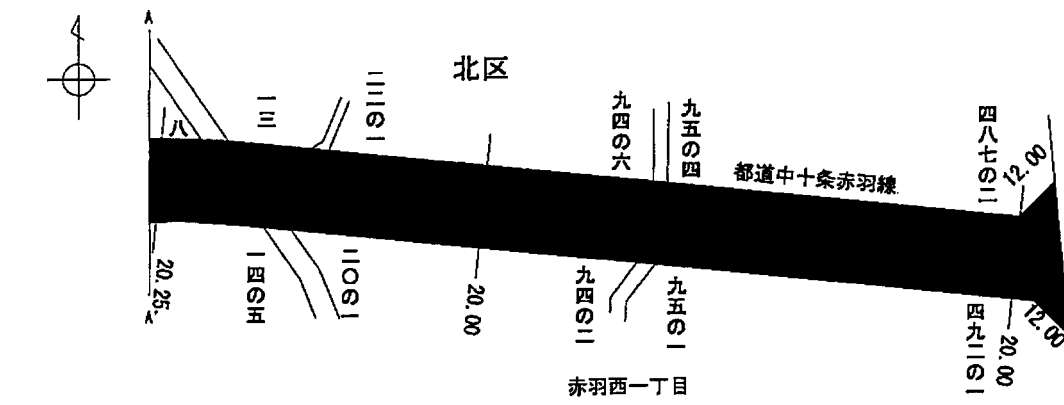
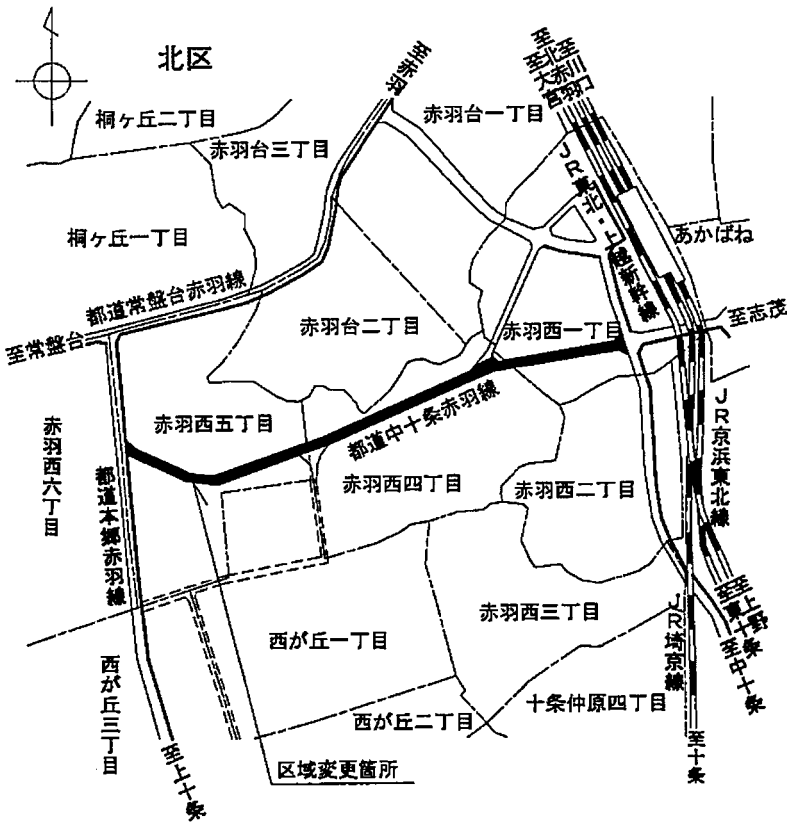
三 変更の概要 別図表示のとおり

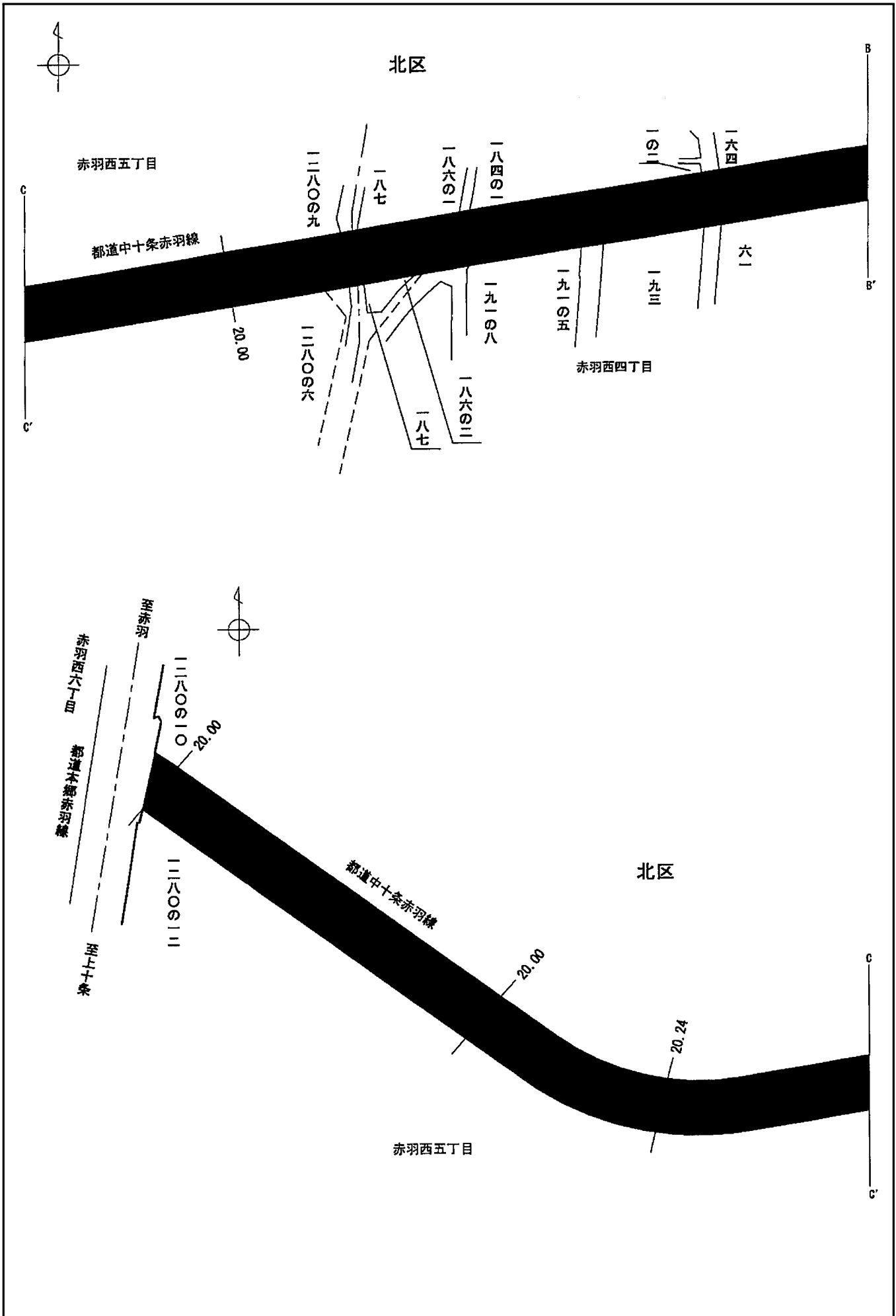
別図

都道中十条赤羽線区域変更略図

北区赤羽西五丁目、赤羽西一丁目

- 編入区域
- ||||| 特別区道
- ||||| 都道
- 計画線
- 延長 一、一五七・三一メートル
- 面積 二、三二五・二六平方メートル





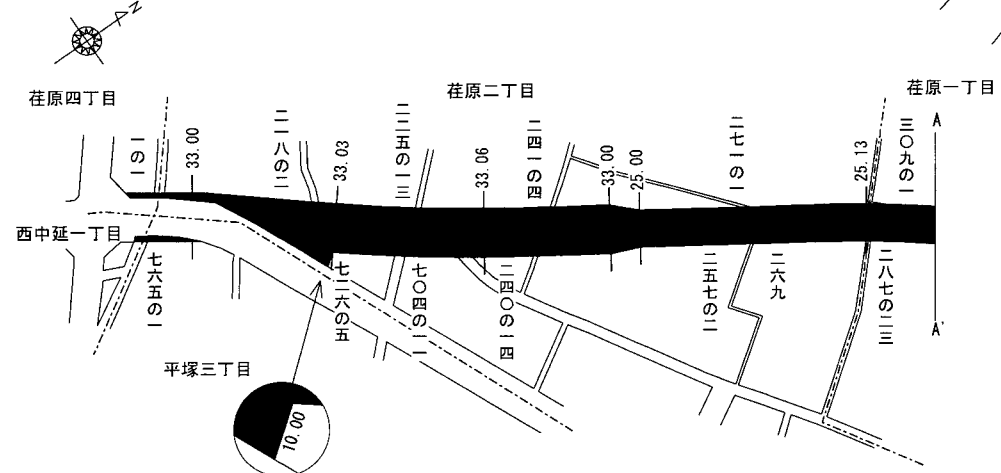
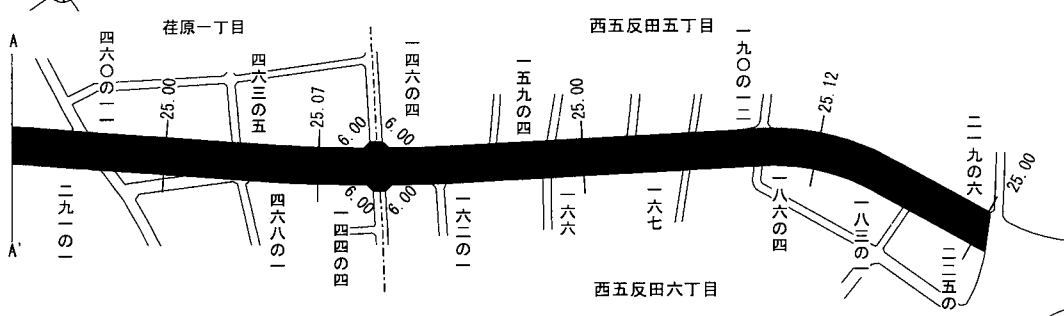
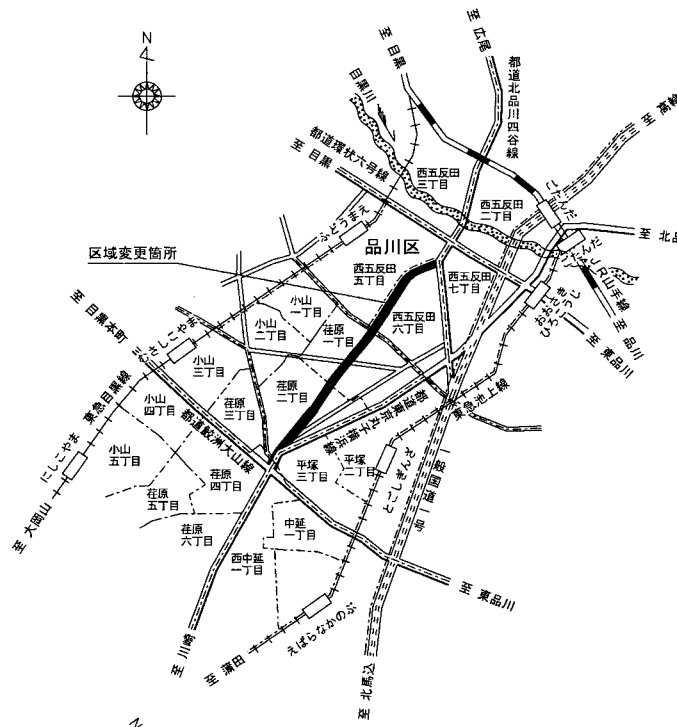
●東京都告示第千六百三十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十一月十六日から起算し

別図

都道東京丸子横浜線区域変更略図
 品川区荏原四丁目～西五反田六丁目



延長 一、二二二・九一メートル
 面積 三〇、六七四・八四平方メートル



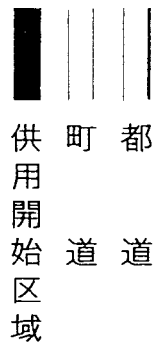
て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十一月十六日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 東京丸子横浜

二 変更の区間 品川区荏原四丁目一番一地内から同区西五反田六丁目二百二十五番一地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

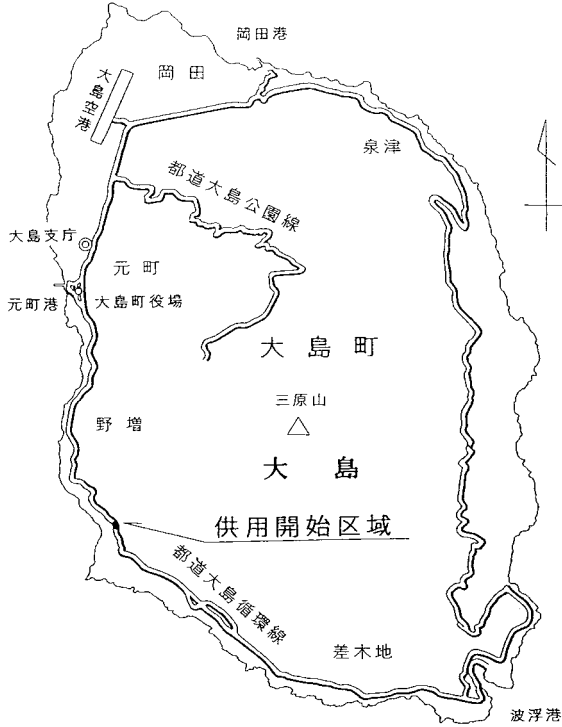
別図

都道大島循環線供用開始略図

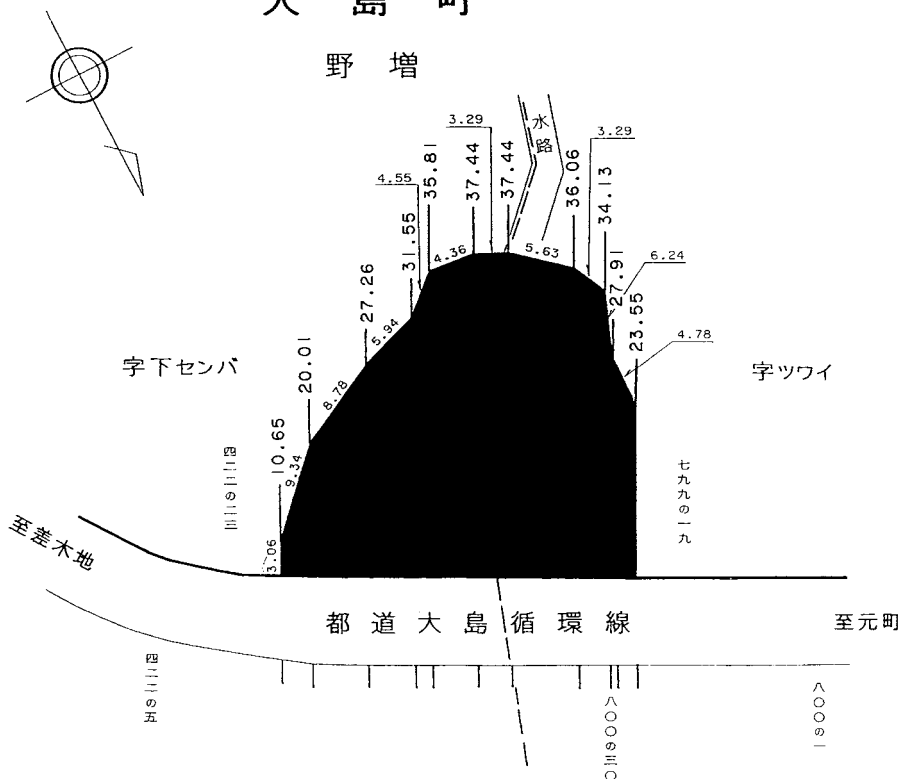
大島町野増地内



延長 三一・五八メートル
面積 七二三・二四平方メートル



大島町 野増



●東京都告示第千六百三十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十七年十一月十六日から起算し

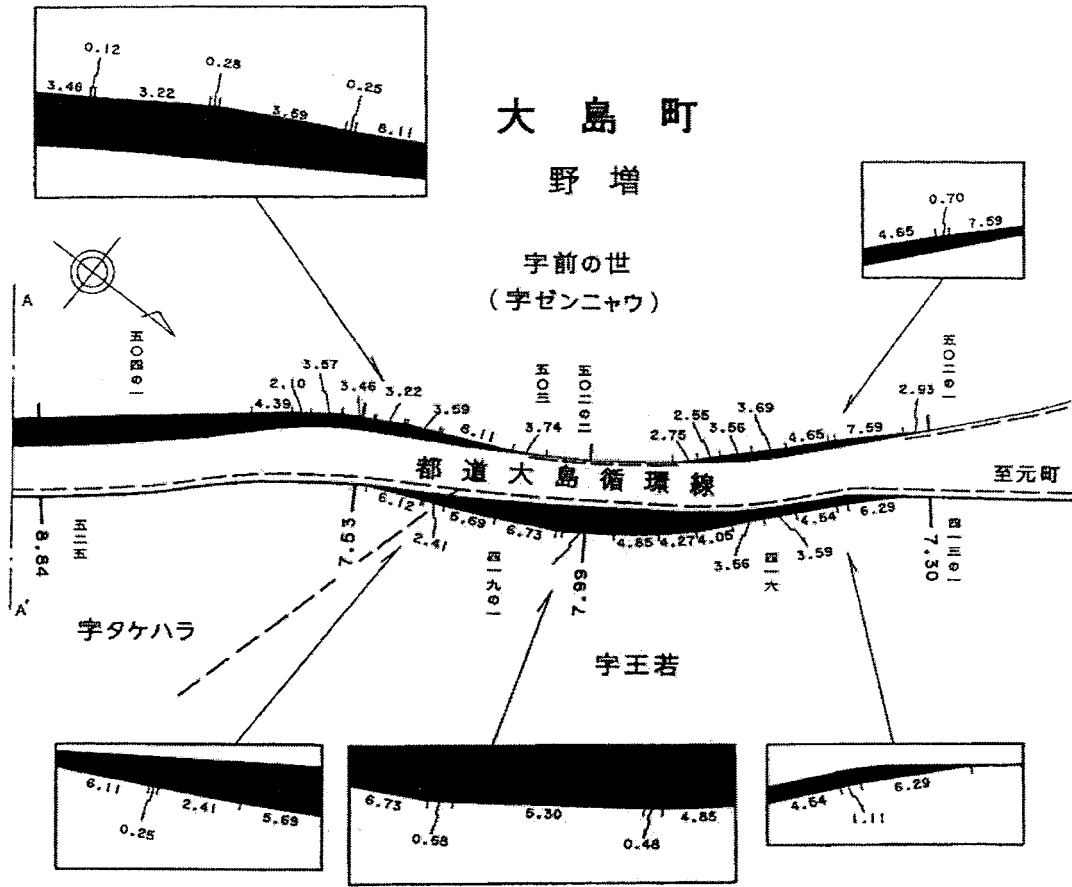
一 路線名
大島循環線

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年十一月十六日
東京都知事 外 添 要 一

二 供用開始の区間
大島町野増字下センバ四百二十二番
二十三地先から同町野増字ツワイ七
百九十九番十九地先まで
別図表示のとおり
平成二十七年十一月十六日

三 供用開始の概要

四 供用開始の期日



公 告

特定建築者の公募について

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程（昭和五十九年東京都条例第六十号）第十条第二項において準用する同規程第八条第一項の規定により、東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業（P e 3 0 街区）に係る特定建築者の公募について、次のとおり公告する。

平成二十七年十一月十六日

東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 舩 添 要 一

一 公募により特定建築者に施設建築物の建築を行わせることとなる土地の存する地域の名称、面積及び用途の制限に関する事項

(一) 地域の名称

江戸川区小松川三丁目地内

(二) 面積

七、二三九・九九平方メートル

(三) 用途の制限

住宅・集会室・駐輪場・ごみ置場

二 公募により特定建築者となることができる者に必要な資格に関する事項

特定建築者となろうとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 公募を行う街区に特定施設建築物を建築するために

必要な資力及び信用を有する者であること。

(二) 公募を行う街区の土地の譲渡における対価の支払能力がある者であること。

(三) 次の欠格事由に該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人である場合又は破産者で復権を得ない者である場合

イ 国税、地方税その他公租公課について滞納処分を受けている者である場合

ウ 破産、民事再生、会社更生その他これらに準ずる手続について、開始の申立てを受け、又は申立てをした者である場合

エ 東京都から指名停止を受けている期間中である場合

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項第一号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員である場合

カ 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者である場合

キ オ若しくはカに規定する者から委託を受けた者又はオ若しくはカに規定する者の関係団体及びその役員又は構成員である場合

ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五条第一項に基づく排除措置期間中である場合

三 譲渡契約の契約条項を掲示する場所
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課(東京都庁第二本庁舎十九階)

四 申込書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所(提出は、郵送等により受け付ける。)

郵便番号 一六三一八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

ア 応募希望表明書

平成二十七年十一月三十日午後五時(必着)

イ 特定建築者申込書

平成二十八年一月十四日午後五時(必着)

五 募集要領の配布等

東京都都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<http://www.toshiseihin.metro.tokyo.jp/>

六 募集要領等に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部再開発課保留床・敷地

処分担当

電話番号 ○三(五三二〇)五四六三

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十一月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

一 店舗名 東久留米施設

二 店舗所在地 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか

三 設置者名 東久留米卸売市場協同組合ほか一名

四 設置者住所 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか

五 変更前の店舗名 (仮称)東久留米計画

六 変更後の店舗名 東久留米施設

七 変更前の店舗所在地 東久留米市下里五丁目六百十二番

八 変更後の店舗所在地 東久留米市下里五丁目十二番十二号ほか

九 変更を行った設置者名 東久留米卸売市場協同組合

十 変更前の設置者住所 東久留米市下里六丁目三番七号

十一 変更後の設置者住所 東久留米市下里五丁目十二番十二号

十二 変更前の設置者代表者名 大仁田 隆義

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八
 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十一月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名 株式会社大丸松坂屋百貨店 松坂屋上野
 店

二 店舗所在地 台東区上野三丁目二十九番五号

三 設置者名 株式会社大丸松坂屋百貨店

四 意見

ア 聴取者 台東区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十一月十六日から同年十二
 月十六日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例(平成元年東京都条例第十
 号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 銀座五丁目再開発計画

二 店舗所在地 中央区銀座五丁目一番一ほか

三 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十一月十六日から同年十二
 月十六日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例(平成元年東京都条例第十
 号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)コープ(新)高倉店

二 店舗所在地 八王子市高倉町四十九番地三ほか

三 設置者名 生活協同組合コープみらいほか一名

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十一月十六日から同年十二
 月十六日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例(平成元年東京都条例第十
 号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称)オーケー北八王子高倉町店

二 店舗所在地 八王子市高倉町七番二号

三 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十月二十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十一月十六日から同年十二
 月十六日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例(平成元年東京都条例第十
 号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 株式会社ダイシン百貨店ビル

二 店舗所在地 大田区山王三丁目六番三号

三 設置者名 株式会社ダイシン百貨店

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年十月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年十一月十六日から同年十二
 月十六日まで。ただし、東京都の休日に
 関する条例(平成元年東京都条例第十
 号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
 ただし、正午から午後一時までを除く。

行 東京 都 本号 三〇円
 発 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代) 定 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

